

平成 30 年度 第 3 回 業務執行社員会議事録

合同会社掛川電気引込工事センター

1. 招集年月日 平成 30 年 5 月 30 日
2. 開催日時及び場所 平成 30 年 6 月 14 日 業務執行社員会 16:00~16:45
掛川市久保 2 丁目 2 番 1 4 号 掛川電気会館 大会議室
3. 業務執行社員の数及び出席業務執行社員の数並びにその出席方法
業務執行社員 8 名 出席業務執行社員 6 名
4. 出席業務執行社員の氏名
(代表社員) 鈴木通之
(業務執行社員) 松田良克、鶴田昌伸、松永充功、中根正太郎、市川良一
《欠席者: 大石 勇、内山仁志》
5. 出席監事の氏名
無し
6. その他の出席者氏名
事務長 水野智義
7. 議長の氏名
鈴木通之
8. 議決事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
なし
9. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果
★第 1 号議案…可決で決議した

定刻、定款の規程により、代表社員の鈴木通之が議長席について開会する旨を述べて議事に入った。

*業務執行社員会(以下、理事会という)、業務執行社員(以下、理事という)

議長は、先ず、事務長に会議の進行を委任した。

これにより、事務長は事前資料レジュメに沿って会議の開始をした。

■議題審議

第1号議案：(県)協力会の共同受注規程における安全パトロールについて

(鈴木代表、松田常務業務執行社員の提案)

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事6名は全員承認し可決した。

➤ 現状の問題

(県)協同受注規程の第5章第39条において、安全管理基本計画策定に係る安全パトロールは過去の展開において、共同受注規程のパトロール実施方式に沿っていない為、安全管理が未徹底の状況であり、当然の事として施工班の方々の技能認定証が発行されていない。

➤ 課題

(県)協力会のコンプライアンスとして共同受注規定を遵守する。

➤ 対策

浜松センターで実施している良いところを見習い、安全パトロール専従の専門要員を確保して、施工班の安全パトロールを確実に実施し、安全強化の徹底を図り認定証の発行を実施する。
先日の5月18日に保安協会の推薦を受けて、常務会の人事管理として鈴木代表と松田理事長による応募者の面接を実施しました。(鶴田常務理事は都合により、欠席)

■採用候補者…元、(株)トーエネック配電工事統括グループ長 《小野田 多克さん 69才》
袋井市宇刈に在住

面接の結果、現場の安全管理や施工技術力が高く、鈴木代表から採用の内示を致しました。
業務内容…施工班の安全パトロールの実施評価、昇柱訓練の指導、他
労働条件…別紙による。

■理事会での協議によるご承認をお願い致します。

【別紙5】

第2号議案：商号変更における株式会社化への賛否の結果について

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承認した。

選挙管理委員会の設置については、理事からの提案がなく事務局が運営実施する事で決定した。

6月13日付

出資者 113 事業所 回答数 110 賛成 93 反対 17 未提出 3 決議は可決しました。

結論として、センターは出資者の皆様の決定に従い、株式会社になる事になりました。

回答数の85%の方が賛成されました。

《可決の条件》出資者全数113事業所において3分の2の賛成で成立…賛成が76事業所以上である事

今後、桑原司法事務所と協議して、会社設立、取締役の決定などの手続き及びスケジュールを決定します。
株式会社掛川電気引込工事センターの登記に必要な項目は、残り取締役の決定だけです。

取締役の決定については、各ブロックにおいて1名選出の選挙となります。

選挙の投票用紙の案を作成しましたので、ご確認ください。【追加別紙10】

今月のすべてのブロック会が終了後に、全事業所にFAX送信致します。

先ず、選挙管理委員会のメンバーを決定したいと考えますので、ご提案をお願い致します。

➤ 選挙管理委員会の人数、選出BLなど。(記名選挙なので立候補する方、推薦される方は好ましくない)
案としては利害関係のない組合・センターの事務職員6名とする。

議論をお願いし、決定したいと思います。

■賛否結果の詳細

ブロック	賛成数	反対数	未提出数	合計
掛川	20	1	1	22
菊川	8	2	0	10
南部	19	1	0	20
袋井	15	0	0	15
森・山梨	9	2	0	11
磐田	22	11	2	35
合計	93	17	3	113

第3号議案:センター出資金の未払いについて

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し出席理事は議論の末、鈴木代表社員が相手と交渉する事で決定した。

現在の総会後の6月1日付組合員は114名、センターの出資者は113名。

この1事業所の差はセンターの運営規則に違反して、センター設立時より出資金の未払いの磐田BLの事業所であります。

工事店ランクも取得し、中電(株)からの業務受託も実施しています。

理事会として株式会社に移行して行く時期を鑑がみて、この状態に関してこのままで良いのか? 協議し結論をお願い致します。

第4号議案:登記、官報掲載について

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承認した。

➤ 総会における決議可決に対して、現在、登記・官報への記載の手続き中です。

桑原司法事務所にて登記・官報掲載の支払費用 131,610円

第5号議案:平成29年度の脱退者への返金について

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承認した。

脱退3社への返金は6月末までに支払う。 支払総額 16万円

第6号議案:中部電力(株)へ要望事項提案…(袋井BL(有)加陽電気様より)

【別紙6】

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は議論の末鈴木代表に一任の決定をした。

別紙のようにインターネット講習会における要望事項の提案がありました。

会員様からこのような提案がある事は大変にうれしく思います。

理事会での議論の結果、ご承認が可決されれば鈴木代表社員に交渉をお願い致します。

第7号議案:施工班の交通事故について

【別紙7】

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承諾した。

施工班の浜電工業(株)の社員が交通事故をおこしました。

警察の見解は、被害事故との事でした。

被害者の方は軽傷で大事にいたらず済みました。

事故報告と今後の対策は詳細別紙による。

第 8 号議案:センター5 月度の月次報告

【別紙 8】

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承認した。
標題の月次報告を情報公開致します。

第 9 号議案:センター会議 5 月 31 日の報告

【別紙 9】

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承認した。
標題のセンター会議の内容を議事録として、情報公開致します。

第 10 号議案:技能認定委員会の開催

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し出席理事は全員承認して
訓練者の合格を表明し、認定証を配布した。

先日の新規 S 認定技能訓練の結果、共同受注規程第 4 章第 35 条に従い、中部電力㈱の評価と
鈴木代表の主管としての認定の承認を決定願います。

合格の場合は本日、認定証を配布致します。

上記のとおり議事の顛末を記録し、ホームページに掲載する。
また、出席理事全員が記名捺印後、事務長が保管する。

平成 30 年 6 月 14 日

議長業務執行社員 鈴木 通 之 ⑩

業務執行社員 松 田 良 克 ⑩

業務執行社員 鶴 田 昌 伸 ⑩

業務執行社員 松 永 充 功 ⑩

~~業務執行社員 大 石 勇 ⑩~~

業務執行社員 中 根 正 太 郎 ⑩

業務執行社員 市 川 良 一 ⑩

~~業務執行社員 内 山 仁 志 ⑩~~

<次回の開催日>

<次回の開催日>

平成 30 年 7 月 6 日

役員会 16 時 00 分～ (中部電力(株)掛川営業所 5F)

懇親会 17 時 30 分～ 新泉

<ブロック会 開催日>

掛川ブロック

平成 30 年 7 月 日

菊川ブロック

平成 30 年 7 月 日

南部ブロック

平成 30 年 7 月 日

袋井ブロック

平成 30 年 7 月 日

森・山梨ブロック

平成 30 年 7 月 日

磐田ブロック

平成 30 年 7 月 日

安全パトロール専従要員の採用における労働条件

1. 月に3回(4週間で3回)パトロールを実施する。
1日につき、AM1回、PM1回の施工班の安全パトロールを実施する。
2. 出勤時は朝8:30に出社して現場に行き、
当日のパトロールが終了しだい帰社し、小野主任に報告をして、退社する。
退社時間の最終時間は17:00とする。
パトロールに出る時はセンターの社有車を使用する。
会社の都合により、個人車を利用する場合があります、乗り入れ実費を支給する。
3. 秋に実施しているA.B.Cの方の昇柱訓練の指導を実施する。
4. 新規Sの訓練、Sの再認定も指導する。
5. 採用はパート扱いとして、試用期間の3カ月は時給1,700円
(実労働時間以外は支給しない)
その後は時給1,800円とする。
6. 契約期間は半年単位とし、期間毎に継続を協議する。
7. 法律の労働保険、社会保険、健康保険などは適用しないものとする。
8. 現場においては、安全指導をした事項、写真の撮影などを報告する。
9. 採用日は2018年7月1日とする。
10. 給与支払いは月末締め翌月20日に銀行振り込み支払いとする。
11. 作業着、身分証は支給する。

株式会社掛川電気引込工事センターの取締役選出選挙 投票用紙

■下記の①、②のどちらかに必ず、ご記入の上、返信FAXをお願い致します。

【投票締切日…7月17日（火）】

返信FAX番号 0537-24-8569

①ご本人が自ら取締役になり、株式会社センターの経営を実施する意欲のある方は、
自選の立候補となりますので、ご自身の名前をご記入して下さい。

事業所名
氏名

②取締役に推薦したい方の名前を1名、ご記入して下さい

(必ず、^{所属の}ブロック内の人を記入)

推薦したい方の事業所名
推薦したい方の氏名

記入日 2018年 月 日

■投票者（ゴム印でも可）

ブロック名 _____

事業所名 _____

代表者名 _____

中部電力様へ

- 1、 インターネット申込み講習会は内容の濃い実践的なものにしてほしい

- 2、 インターネット申込みの際、受付確認中>供給検討中>供給承諾>計器宅配中>しゅん工検査中と表示されますが、動力申込みの場合
既設設備がある増設申込みの場合、受付の時点で既設設備の仕様表カタログや、古い機器は仕様表が無いこともあり既設機器の写真を要求されますが
竣工まででいいのか、直ぐに欲しいのか解らず
受付確認は進んでいて後で出せば良いと思い、供給承諾が下りないまま時間経過後
中電さんに電話確認すると写真の提出を待っているとの事
工事業者には写真提出をしないと受付が出来ないことをしっかりと伝えてほしい

- 3、 インターネット申込みの際、受付確認中>供給検討中>供給承諾>計器宅配中>しゅん工検査中と表示されますが、電灯及び動力申込みの場合
供給承諾済みの表示されても外要(外線工事必要)の場合はその後、外線検討
になりプライベートメッセージで確認しないと外要なのか否か解りません
計器宅配をお願いして初めて外要となっているので、まだ宅配はできないとの事
外要の場合は外線検討中の表示があれば一目瞭然です
改善願います。

- 4、 工事業者は工事期日に合わせ早めに申込みしているはずですが、
外線になると中電さんからは1か月半ほど猶予を欲しいと言われますが
期日指定のある現場では間に合わない場合があり、お客様より急いでほしい旨を
中電さんをお願いしてトーエネックさんに確認してもらいますが、
実のところは簡単に終わるケースで22日後に外線工事を終了できる現場でも
急いでいることを言わなければ45日間猶予となります
工事業者に一応に45日間と伝えてしまうのはいがかがなものかと思ひます、
具体的工事期日はトーエネックさんとの確認後お願いしたいです。

- 5、 インターネット申込みの際、受付時に最終容量を書く欄がありますが
幹線最大容量なのかブレーカ最大なのか又は何れかの少ない方の最大なのか
中電さんからの指示がありません
現在当方では電灯はブレーカ最大、動力は幹線最大で書き込んでいますが
どのようにすればよろしいでしょうか

事故報告書

		センター	関係者	発行
報告区分	中電関係分・その他			
受信	H30年5月22日 16時10分		報告元 (同)掛川電気引込工事センター	
事故の種類	感電 墜落 災害 <u>交通</u> その他()			
発生場所	H30年 5月 22日(火) 13時 20分 天候 晴天			
発生日時	場所		電柱番号	
	静岡県菊川市奈良野35付近			
罹災者	直営班(専任班・ <u>直営班</u>)		協力工事店 A B C	
	従事者ランク <u>S</u> A B C		公衆 <u>男</u> ・女 死亡 <u>負傷</u>	
	工事店名	氏名	満年齢	
	浜電工業(株)	藤本 孝行	61才	
事故の状況				
<p>① 当該交差点の先頭で信号待ちをしていた。(南側から北側へ直進)</p> <p>② 相手側は直進・左折レーンと右折レーンの二車線であった。</p> <p>③ 相手側は直進レーンにいたと思われる。(右折レーンには車両無し)</p> <p>④ 信号が変わり発進。</p> <p>⑤ 横断歩道を越えた辺りで、対向車側の直進レーンから右折レーンを飛び越して自車の走行レーンへ入って来た。</p> <p>⑥ ブレーキも回避も間に合わず、自車の運転席側ドア部分へ相手車両の正面が接触。</p>				
処置				
右肘および右大腿部の打撲				
休業 1日、全治 1週間の見込				
備考				

県協カ会	センター	
------	------	---

事故審議会報告書

報告元	(同) 掛川電気引込工事センター		事故の種類	感電 墜落 災害		その他 ()
発現場所	H30年 5月 22日 (火)	13時 20分	天候	晴天	直営班 (専任班・直営班)	協力工事店 A B C
発生日時	場所	静岡県菊川市奈良野35付近	罹災者		従事者ソング (S) A B C 公衆 (男) 女 死亡 (負傷)	満年齢
					工事店名 浜電工業 (株) 氏名 藤本 孝行	61才

経過	原因・要因	対策	総括 (経過から対策までのまとめ)
<p>5/22</p> <ul style="list-style-type: none"> 12:00 菊川市高橋にて午前中の現場を終了。 12:10 菊川市下平川にて昼休憩を取る。 13時頃 午後の現場 (菊川市) へ向かう。 13:19 奈良野南の交差点が赤の為停止。先頭にて信号待ちをする。 13:20 信号が変わり北側へ直進。交差点を越えた所で直進レーンにいた相手車両が、相手側の右折レーンを飛び越し自車側の走行レーンに入ってきた。 13:20 フレーキも回避も間に合わず、自車の右側前方ドア部分に相手側車両の正面が接触。 13:22 罹災者が110番へ連絡。 13:25 罹災者が119番へ連絡 13:33 会社へ第一報をする。 13:40 菊川警察が到着。 13:45 救急車が到着。相手方を菊川総合病院に搬送。 14時過ぎ 相手方のレッカーが到着。相手方の車両を搬送。 14:34 責任者が到着。 15時半頃 浜電側のレッカーが到着。自車の車両を搬送。 16時前 責任者と罹災者にて菊川総合病院へ到着。 16:30 罹災者の診察が終了。 17時頃 診察結果：右肘および右大腿部の打撲会社へ到着。 <p>5/23</p> <ul style="list-style-type: none"> 罹災者は通院の為休暇。 	<p>原因・要因</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察の見解として、今回の事故は、相手方の前方不注意に起因するものであり、当社の被害事故である。 相手車両が直進・左折レーンより、右折レーンとセンターラインをオーバーして来た。 2車線隣から対向車が突っ込んで来ると思わなかった。 	<p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故に対しての注意喚起を徹底する。 	<p>総括 (経過から対策までのまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の事故については、容易に想定出来る事故状況ではないが、事故はいつどんな時に発生するか分からないと言う事を再徹底しなければならぬ。 今回は当事者が相手方の情報を聞けず、相手車両の写真も撮る事が出来なかつた。事故発生時、現地へ向かえる者が遠方にいた為、現場到着まで1時間を要してしまつた事もあるが、事故発生時の対応、聞き取り内容について再徹底が必要である。

理事長	代表社員	事務長	報告者
			

【 掛川電気引込工事センター 月次報告書 】
 期間：平成30年 5月1日～5月31日

●伝票付託枚数 中部電力(株) ⇒ センター

	掛川営業所	磐田営業所	計
寺井電機	256	5	261
浜電工業(株)	205	32	237
(有)中泉電気工業	0	195	195
計	461	232	693

●協力工事店へのスイッチング工事 付託枚数 ※上記に含まず

	掛川営業所	磐田営業所	計
(有)竜東電気工事商会	0	66	66
計	0	66	66

協力工事店へのスイッチング工事発注に関して透明性・公平性が欠如している問題については、協力工事店から公募する方向で調整を進める。
 公募実施時期については、センター代表社員と事務局で検討中である。

●竣工実績(施工件数)

	引込線工事	計器工事	スイッチング工事	点検・改修工事	計
寺井電機	222	126	53	7	408
浜電工業(株)	139	60	46	59	304
(有)中泉電気工業	176	96	0	10	282
計	537	282	99	76	994

●手直票の発行状況

	内容	結果
寺井電機(株) 計2件	計器取付工事をされていますが、自主検査が未記入です。 自主検査は正しく行なってください。	現場作業員の記入漏れで、自主検査は確実に実施済であると寺井電機(株)へ確認し指導済。
	計器取付工事をされていますが、自主検査がされていません。 自主検査は正しく行なってください。	

浜電工業(株)
 (有)中泉電気工業 } ありませんでした。

●クレーム、その他

	内容
浜電工業(株) 交通事故1件	発生:H30年5月22日(火) 13時20分頃 ※詳細については別紙参照。

代表社員	理事長	事務長
		

【 議 事 録 】

作成者: 小野

作成日: 平成 30 年 6 月 8 日

会議名	センター会議		
開催日時	2018年5月31日(火) 16:00~16:50		
場所	掛川電気会館 2階会議室		
出席者 (計6名)	直営班	: 寺井電機(寺井会長) 中泉電気(寺井将晃さん) 浜電工業(沖祥博さん)	
	センター	: 鈴木代表社員、鶴田業務執行社員、小野	
欠席者 (計2名)	直営班	: (有)中泉電気工業(寺井社長)	
	センター	: 松田業務執行社員	

議題1: 災害・事故情報の共有

◆ 下記3件の災害・事故情報について報告し、出席者全員で情報を共有した。

① センター鈴木代表社員より

「浜北営業所管内における感電負傷災害」について、別紙資料に沿って報告を行なった。

② (有)中泉電気工業 寺井さんより

短絡発生の現場について、報告を行なった。(資料なし)

工事内容: 引込線張替、計器取替、SB撤去

(状況)

- ・単2から単3への切替えの現場
- ・申込み工事店(一般店)は最初は現場にいたが、「先方ブレーカーは切ってあるので、送電して欲しい」と言って現場を離れた。
- ・施主様立会いだった為、停電のうえで作業を開始した。
- ・柱上でミニコンにヒューズ電線を近づけたところ、ジジジと大きな音がした。
- ・すぐに作業を中止して原因を調査した結果、分電盤(新しいものに交換してあった)の中で工事店により短絡させてあることが判明。
- ・先方ブレーカーは切ってあった為、設備への実害は無かったが、中泉電気の損害として資材のヒューズ電線2本とミニコンが使用不能となった。

(対応)

- ・その場で中部電力(株)磐田営業所(配電課)へ報告し、指示を仰いだ。
- ・「原因除去後、送電可」との指示を受け、施工完了した。
- ・申込み工事店(一般店)に対しては、中部電力(株)から注意をする。

(対策)

- ・可能であれば、分電盤の中まで確認してから送電する。
- ・単2から単3への切替えの現場では、今回のような可能性を想定しておく。
- ・申込み工事店への事前連絡の際、短絡させていないか確認をとる。

③ 浜電工業(株) 沖さんより

現場移動中に発生した交通事故について、報告を行なった。

発生日時:5月22日(火) 13:20頃

(詳細については別紙にて報告)

- ・対策の一案として、ドライブレコーダー取付けを検討する。

(参考)直営班のドライブレコーダー使用状況

寺井電機(株)・・・以前から取付けを進めており、ほぼ対応済み。

浜電工業(株)・・・未使用。今後、取付けを検討する。

(有)中泉電気工業・・・未使用。今後、取付けを検討する。

議題 2:その他

① センター小野より、工事情報電子化について現状報告を行なった。

- ・5月末までに、中部電力(株)掛川・磐田営業所の担当者が本店(名古屋)でシステム操作方法等の説明を受けることになっている。
- ・その後、6月中旬を目途にセンターと直営班へ説明を行なう予定である(日程未定)。教育用の仮のシステムを使用する為、中部電力(株)掛川営業所にて実施する。

直営班より

- ・(有)中泉電気工業のみ、磐田営業所で説明を受けられるか確認して欲しい。

⇒ 中電回答:磐田営業所での説明は可能である。

- ・センターと直営班の役割分担、電子化における変更点等、運用開始(6月25日)までに打ち合わせが必要ではないか。

⇒ 次回センター会議を6月25日までに開催し、打ち合わせを行なう。

② センター鈴木代表社員より、前回センター会議で要望があった他センターとの交流について、現状報告を行なった。

- ・県協力会の会議において、センター間の交流(相互パトロール等)について他センターの意見を聞き取りしたが、否定的な意見が多く、肯定的な意見は無かった。
- ・今後も、他センターと個別に調整を続け、実現を目指していく。

次回センター会議 :平成 30 年 6 月 19 日(火) 16:00 開始

上記内容について、合同会社掛川電気引込工事センター直営班の了解を得られました。

寺井電機株式会社	代表取締役会長	寺井 道雄	㊟
浜電工業株式会社	代表取締役	松田 良克	(代理) 沖 祥博 ㊟
有限会社中泉電気工業	代表取締役社長	寺井 邦夫	㊟

1 概要

【発災日・場所】
平成30年3月29日 (木) 10:02 [晴] 静岡県浜松市浜北区新原5295

【被災者】

トータル浜北営業所 技術者 (20歳・男性)



静岡支店 浜北営業所管内における 感電負傷災害



Copyright © Chubu Electric Power Co., Ltd. All Rights Reserved.



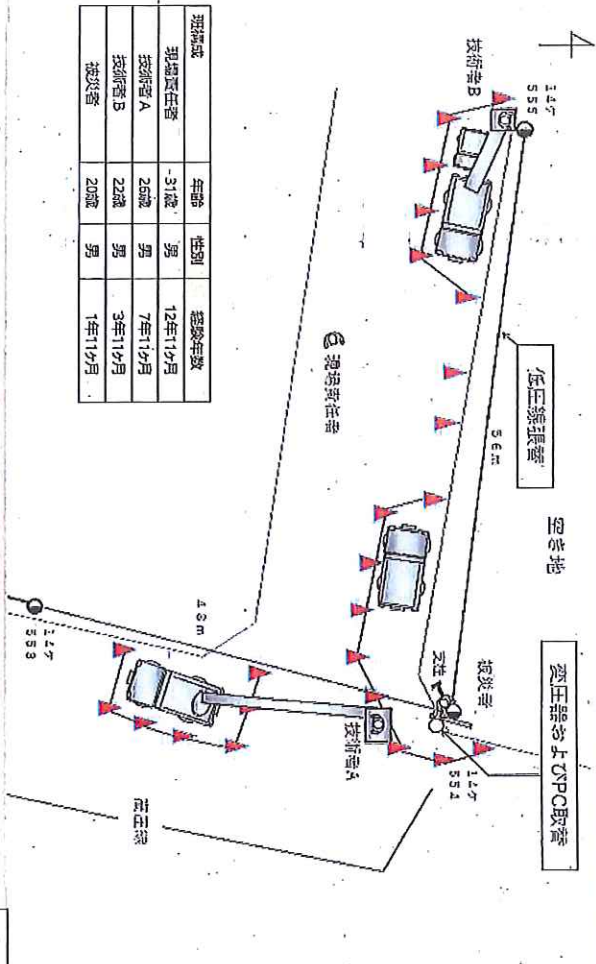
【流入・流出箇所】

流入箇所		流出箇所	
<p>PC (柱側)</p> <p>変圧器電線に 接触した点</p> <p>左手で電線の可塑性 がある唯一の作業部 「トライバー」</p>	<p>支柱取付バンド (支柱側)</p> <p>「トライバー」</p>	<p>左手指 (手のひら側の親指、人差し指、中指)</p> <p>被災者の手のひらに、設備・工具で「トライバー」が刺さった点、PCの接続方法が特定できない。</p> <p>左手の作業手袋</p> <p>左手の作業手袋は同位置に「トライバー」</p>	<p>右足太腿部 (写真：被災時の作業服)</p> <p>「トライバー」</p>



【流入・流出箇所から推定される作業状況】

保護柱による再現 (推定)	流入箇所	感電時の状況 (推定)
	<p>PC一次側端子ネジ</p> <p>流出箇所</p>	<p>被災者は、充電中のPC付近で左手が離れた(流入)こと、右足が支柱取付バンドに接触した(流出)ことで感電に至った。</p> <p>【補足①】 被災者の普段の作業手順および流入箇所(左手の熱感履)の状況から、「トライバー」での作業開始時に感電した可能性があると、左記写真を掲載した。 ただし、以下の点により、作業状況の特定には至っていない。</p> <p><参考情報> ・PC一次側端子ネジの緩みなし ・PC端子ネジ付近に「トライバー」 ・「トライバー」が刺さった点なし ・被災時、「トライバー」は被災者の腰袋に収納されていた</p> <p>【補足②】 本作業における防具取付は、本来、PC開放および高圧引下線取付後、無電圧の状態とあつてからの作業となるため、不要。</p>



4

3 当該工事における作業状況

請負会社社内ルールに基づく作業状況	今回の状況
<p>【変圧器作業における留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高圧引下線の取外し、またはPC付近の防護が完了するまでは、関係者以外は昇柱しない。 <p>【低圧線における作業可能範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○停電中での柱上作業全般 ○低圧防護 ○低圧活線作業 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者は、高圧引下線の取外し前に昇柱した。 ○被災者は、高圧充電部（PC）へ接近した。

現場責任者は、被災者の技量を考慮し、作業進捗に応じて都度指示する予定であったため、被災者が、

(1) 落下防止用ネットの取付後、次の指示を出すまで待機している

(2) 低圧線の技能格付のため、高圧引下線の取外し前にPC付近に近づくことはいないと考えていた。

しかし、被災者は、落下防止用ネット取付後、高圧引下線の取外し前にPC付近まで昇柱していた。

技術者の想定外の行動による感電を抑制する仕組みが必要

2 感電時の作業状況

①	技術者Aは、高所作業車にて147554号柱の変圧器付近まで上昇し、材料の入った工具袋を腕金に取付する際、高圧充電部に對する自分への注意喚起として活線注意標識をPC上部に取付した。	⑥	現場責任者は、検電の結果を受け、技術者Bに低圧線張替工事の作業開始を指示した。
②	被災者は、現場責任者からの指示を受け、落下防止用ネットの取付のため、147554号柱への昇柱を開始した。	⑦	現場責任者は、技術者Bから「ロープに電線をつけてほしい」との無線連絡を受け、技術者Aに柱上で待機するよう指示し、147555号柱へ移動した。
③	現場責任者は、技術者Aに147554号柱のPCを開放するよう指示した。	⑧	技術者Aは待機中、高所作業車のバケット内で147554号柱に背を向け、高圧引下線取外しのための工具の準備を行っていた際に、背後から「バチッ」という音が聞こえたため、554号柱の方を振り向き、被災者が声を発した後、ガツリとし、柱上で仰け反った。
④	技術者Aは、高所作業車からPCを開放した。	⑨	被災者は、落下防止用ネットの取付後、誰も見ていない間に変圧器付近まで昇柱し、充電中のPCに触れたことにより感電負傷したと推定される。
⑤	技術者Bは、147555号柱で検電を実施し、PCを開放した変圧器以下（554～555号柱間の低圧線）の停電を確認した。		

5

4 原因と再発防止策

原因	再発防止策
<p>検電のルールが不明確</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PC付近での想定外の行動により、無電圧でない作業範囲で作業に着手してしまったりを回避する（身を守る）ための検電のルールが不明確であった。 	<p>検電器による停電確認のルール整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検電器による停電確認のルール化 ・絶対遵守事項への上記ルール追加
<p>充電範囲を判別するルールが不明確</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活線注意標識の取付位置等に関する取扱いが不明確であった。 	<p>活線注意標識の取付位置・移動制限の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活線注意標識の取付位置・移動制限の明確化 ・活線警報器付ヘルメットの導入
<p>個人特性まで踏み込んだ技能格付付与が未構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者の作業範囲は格付認定制度に基づき技能区分技術者の資質・判断により制限されているものの、想定外の行動を抑制する仕組みが不十分であった。 	<p>技能格付の厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能格付認定前の試験制度の導入 ・格付認定後のフォローの実施
<p>他者に対する関心が不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場責任者および他技術者は、被災者が変圧器付近（変圧器上部）まで昇柱していたことに気が付かなかった。 	<p>コミュニケーションの充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に声を掛け、小集団活動の展開 ・個々の特性に合ったOITの展開